

## 夕張市議会の映像配信に関する運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、夕張市議会（以下「議会」という。）を広く市民に公開し、夕張市議会基本条例（平成25年条例第1号）第2条第3項に規定する市民に対し開かれた議会の実現を目的に、議会の映像配信の実施に関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議画像 議場の設備を用いて会議の様態を撮影した映像及び音声をいう。
- (2) 録画中継 会議画像をデータとして記録し、編集を行った後にインターネットを利用して配信し、公開することをいう。
- (3) 映像配信 映像配信とは録画中継をいう。

### (映像配信の対象)

第3条 映像配信の対象とする会議は、次の各号に定める会議の開会から閉会までとする。

- (1) 議場で開催する定例会、臨時会及び委員会
  - (2) その他議長が認める会議
- 2 前項に掲げる会議が、次の各号のいずれかに該当するときは映像配信を行わない。
- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条第1項ただし書き及び夕張市議会委員会条例（昭和31年条例第5号。以下「委員会条例」という。）第16条第1項の規定による秘密会として開会したとき。
  - (2) その他議長が必要と認めたとき。

### (録画中継の公開期間)

第4条 録画中継の公開期間は、原則として4年とする。ただし、録画中継の保存許容量を超える場合にあっては、順次公開を終了する。

### (被写体)

第5条 被写体は、発言者があるときは発言者を主として撮影し、その周辺の議員又は執行機関の出席者も撮影の対象とするものとする。

### (録画中継における編集)

第6条 夕張市会議規則（平成25年議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第124

条の規定により、発言の取消し又は訂正があったときは、該当する箇所を議長の判断により削除できる。

- 2 休憩中の映像は、削除する。
- 3 前2項に掲げるもののほか、議長が録画中継を行わない特別の理由があると認めるときは、削除又は編集加工する。

(映像配信の中止)

第7条 議長は、不測の事態、事故等やむを得ない事情があると認めるときは、映像配信を中止することができる。

(著作権の帰属)

第8条 会議画像の著作権は、議会に帰属する。

- 2 会議画像は切り抜き又は転載も含めて、議長の許可なく他に使用することを禁ずる。
- 3 前2項の規定は、その旨を議会のホームページに掲載する。

(映像配信の位置付け)

第9条 映像配信は、法及び会議規則並びに委員会条例に規定する会議録及び委員会の記録ではない。

- 2 前項の規定は、その旨を議会のホームページに掲載する。

(免責)

第10条 議会は、映像配信を利用したこと又は映像配信の情報を使用したことに起因する損害の発生について一切の責任を負わない。

(庶務)

第11条 映像配信に関する庶務は、議会事務局において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、映像配信に関する必要な事項は、議会運営委員会に諮り、議長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 映像は、機材等必要な準備が整った後に初めて開催される会議から配信する。